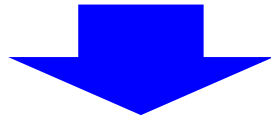


農林水産省によるODA政策の基本方針

両者の要件を満たすものについて実施

協力の対象分野

我が国の農林水産行政上からも取り組む必要の高い分野として次のいずれか



世界及び我が国の食料(水産物を含む)需給の将来にわたる安定に資するもの

- ・生産性・品質・安全性向上、持続的開発等
- ・資源管理、持続的利用等
- ・突発かつ大規模な問題への対応(復興等)

我が国への影響が顕在化してきている地球温暖化や砂漠化、水問題、森林減少等の地球規模の環境問題や越境性疾病への対応

協力の態様

農林水産省として自らが実施する意義の高いものとして次のいずれか



農林水産行政推進上構築された専門的知見を活用した技術開発、基礎調査、技術交流などによる国際貢献

国内行政とも相まって蓄積された知見を途上国向けに整備

農林水産分野の国際交渉(WTO、EPA等)と一体的に行う協力

国際交渉を有利に進めるためのODA活用

食料農業分野等の国際的な規範策定等と一体的に行う能力構築、システム開発、情報整備等(国際機関と連携した協力)
我が国の方針を共有する国を拡大